

秋田県立大学附属図書館の一般県民等への開放に関する要領

令和3年4月1日

図書館長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田県立大学附属図書館利用要領（以下「利用要領」という。）第2条第2項の規定に基づき、秋田県立大学附属図書館のうち、秋田キャンパス、本荘キャンパス及び大潟キャンパスの図書館（以下「図書館」という。）の一般県民等への開放について必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第2条 図書館は、次の各号のすべてに該当する者であれば、秋田県民をはじめ誰でも利用することができる。

- 一 図書館が所蔵する資料を利用した学術研究、調査又は学習を図書館利用の目的とする者
- 二 利用要領及び秋田県立大学附属図書館内施設等利用細則を遵守する者
- 三 図書館職員の指示に従って館内の規律を守ることができる者

(開放日)

第3条 図書館の開放日は、利用要領第4条に規定する休館日以外の日とする。ただし、図書館長が必要と認めたときは、これを変更することがある。

(開放時間)

第4条 図書館の開放時間は、利用要領第3条に規定する開館時間とする。ただし、図書館長が必要と認めたときは、これを変更することがある。

(利用手続)

第5条 図書館を利用しようとする者のうち図書館利用者証を持たない者は、利用の都度、所定の入館許可願に必要事項を記入し、入館すること。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、図書館の一般県民等への開放に関し必要な事項は、図書館長が定める。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 秋田県立大学図書館の一般県民等への開放に関する要領(平成18年4月1日施行)は、廃止する。